

中京大学「ステークホルダーからのハラスメント」に対する基本方針

1. 基本方針策定の背景と目的

中京大学（以下「本学」という。）は、質の高い教育研究活動や社会貢献活動を安定的に遂行し、その更なる発展を実現するため、それを担う教職員が安心して就業できる職場環境の形成・維持に努めております。同時に、ともに大学の成長を支えていただくステークホルダーの皆様のご意見やご要望に真摯に耳を傾け、大学運営に活かしていくことを常に心掛けております。

一方で、近年、社会全体でカスタマーハラスメントが深刻化していることを受け、労働施策総合推進法の改正により、教職員の就業環境を守るための体制整備が雇用管理上の措置義務として位置付けられました。

本学では、建学の精神の四大綱の一つである「相手に敬意を持つ」の理念に基づき、すべてのステークホルダーの皆様との良好な関係を築くことを大切にしています。しかしながら、教職員に対する過度・不当な要求等のハラスメント行為は、個人の尊厳を傷つけ、教職員の就業環境や教育研究環境を著しく害することにつながります。

本学は、教職員の心身の安全と健全な職場環境の保全を目的として、本基本方針を策定いたしました。今後、過度・不当な要求等のハラスメント行為に対しては容認せず、組織として毅然とした姿勢で対応してまいります。

なお、本学の諸活動は多様なステークホルダーの皆様との協働により成り立つという特性を踏まえ、いわゆる顧客（カスタマー）という枠組みを超えた「ステークホルダーからのハラスメント」と定義しております。

2. 本学における「ステークホルダーからのハラスメント」の定義

本学における「ステークホルダーからのハラスメント」とは、教職員の職場において行われる言動であって、以下の3つの要素をすべて満たすものをいいます。

① 「大学のステークホルダー」による言動であること

ここでいう「ステークホルダー」とは、学生、学生の保証人、受験生・入学予定者及びその保護者等、卒業生、大学主催イベントへの参加者、学内施設利用者、寄付者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、地域住民、その他本学の教育研究・事業活動に関わるすべての利害関係者を含みます。

② 教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであること

要求内容が著しく妥当性を欠くものや要求実現のための手段・態様の悪質性が高いもの等が対象となります。

③ 教職員の就業環境が害されるものであること

就業する上で看過できない程度の支障が生じるものが対象となります。

3. 本学における「ステークホルダーからのハラスメント」に該当する例

「ステークホルダーからのハラスメント」に該当する例として、以下のようものが想定されます。なお、これらは例示であり、これらに限定されるものではありません。

- ・ 暴行、傷害等身体的な攻撃
- ・ 威嚇、脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の要求等精神的な攻撃
- ・ 教職員の人格の否定・差別的な言動
- ・ つきまとい行為
- ・ 威圧的な言動
- ・ 社会通念上相当な範囲を超える過度な対応の強要
- ・ 妥当性を欠く金銭補償の要求、謝罪の要求
- ・ 特定の教職員を対象とした攻撃、要求
- ・ 継続的、執拗な言動
- ・ 不退去、居座り、監禁等拘束的な行動
- ・ 本学や教職員の信用を棄損させる内容や個人情報等を SNS 等へ投稿する行為
- ・ セクシュアル・ハラスメントその他の性的な言動 等

4. 本学における「ステークホルダーからのハラスメント」への対応

(1) 各種意見や要望等への真摯な対応

本学の教職員は、ステークホルダーの皆様からの各種意見や要望等に対して、相手への敬意を払い誠意を尽くして、理性的に対処します。正当な意見や要望等については、大学運営や教育研究環境の重要な改善機会として真摯に受け止め、適切に対応いたします。

(2) ハラスメント行為への組織的な対応

本学における四大綱の一つである「相手に敬意を持つ」という理念は、お互いの人格を尊重し合う双方向のものであると考えております。教職員の尊厳を傷つけ、社会通念上許容される範囲を超える不当な言動（ステー

クホルダーからのハラスメント) に対しては、本学として毅然とした姿勢で対応いたします。

該当する行為があると判断した場合、担当者個人に対応を委ねるのではなく、組織的に対応いたします。具体的には、不当な言動や拘束が一定時間（目安として 30 分程度）続く場合には、対応を中止・中断させていただくほか、対面の場合は退去をお願いすることがございます。

さらに、悪質な事案や犯罪行為に該当し得る言動に対しては、警察や顧問弁護士等の外部専門家と連携の上、法的措置を含め厳正に対処いたします。

(3) 学内体制の整備と相談窓口の設置

本学は、組織的な対応を行うため、ハラスメント行為に関する対応マニュアルを策定し、教職員に周知・啓発するほか、相談窓口を設置し、相談に適切に対応するための体制を整備します。